

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 8 月 1 日

(株式会社 gumi)

2025 年 8 月 1 日

東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号
株 式 会 社 g u m i
代 表 取 締 役 川 本 寛 之

吸収合併に係る事後開示書類

株式会社 gumi（以下「存続会社」といいます。）及び株式会社 FgG（以下「消滅会社」といいます。）は、2025 年 5 月 28 日付「吸収合併契約書」に基づき、消滅会社の権利義務を存続会社に承継させる吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の定めに従い、次のとおり存続会社が承継した消滅会社の権利義務その他の吸収合併に関する事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2025 年 8 月 1 日

2. 消滅会社における法定手続の経過

（1）株主の差止請求（会社法第 784 条の 2）の手続の経過

消滅会社に対する株主からの差止請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）の手続の経過

消滅会社に対する反対株主からの株式買取請求はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）の手続の経過

消滅会社は新株予約権を発行しておりませんでした。

（4）債権者の異議申述（会社法第 789 条）の手続の経過

消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 6 月 27 日付官報により公告するとともに、個別通知により、債権者に対し本吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における法定手続の経過

（1）株主の差止請求（会社法第 796 条の 2）の手続の経過

存続会社においては、本吸収合併が会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収合併に該当するため、同法第 796 条の 2 の規定に基づく株主による差止請求は認められておりません。

なお、簡易吸収合併に反対する旨の株主からの通知は、同法第 796 条第 3 項に定める一定数を満たすものではございませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）の手続の経過

存続会社においては、本吸収合併が会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収合併に該当するため、同法第 797 条の規定に基づく反対株主の株式買取請求は認められておりません。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）の経緯

存続会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 6 月 27 日付官報及び電子公告により、債権者に対し本吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、効力発生日である 2025 年 8 月 1 日をもって、消滅会社からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

効力発生日である 2025 年 8 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. 前各項に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はございません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2025 年 6 月 27 日

(株式会社 FgG)

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社 gumi（以下「存続会社」といいます。）と株式会社 FgG（以下「消滅会社」といいます。）は、2025 年 5 月 28 日付で両当事者間で締結した吸収合併契約書に基づき、2025 年 8 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。その結果、存続会社は消滅会社の権利義務全部を承継して存続し、消滅会社は解散することといたしました。

本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本吸収合併は完全親子会社間の無対価合併につき、存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社は、消滅会社の発行済株式の全部を保有する完全親会社であるため、本吸収合併に際し、株式の発行及び金銭等合併対価の交付を行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

4. 存続会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 消滅会社についての事項

(1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

存続会社（2025 年 4 月 30 日現在）及び消滅会社（2024 年 4 月 30 日現在）のそれぞれの資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
存続会社	19,286 百万円	11,448 百万円	7,838 百万円
消滅会社	306 百万円	1 百万円	305 百万円

存続会社の最終事業年度の末日後本日までの間、存続会社において、債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等は生じておりません。また、消滅会社の最終事業年度の末日の資産の額は、その負債の額を上回っております。本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、予測されておりません。

以上により、本吸収合併の効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みはあるものと判断いたしております。

7. その他

本日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

別紙 1

吸収合併契約書

吸収合併契約書（簡易・略式合併）

東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号 株式会社 gumi（以下「甲」という。）と東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号 株式会社 FgG（以下「乙」という。）は、甲乙間の合併について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）

第1条 （略式合併）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併を行い、甲は存続し、乙は解散する。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
3. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第2条 （効力発生日）

合併の効力発生日（以下、単に「効力発生日」という。）は、2025 年 8 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

第3条 （株式等の割当て）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わない。

第4条 （資本金及び資本準備金の額）

甲は、合併によりその資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第5条 （権利義務の承継）

1. 乙は、2025年5月28日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を、効力発生日において甲に引き継ぐ。
2. 乙は、2025年5月29日から効力発生日までの間における資産及び負債の変動について、別途計算書を作成し、その内容を明確にする。

第6条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第7条 （従業員の引継ぎ）

甲は、乙に従業員がいる場合、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。この場合において、乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

第8条 （解散費用）

効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条 （合併条件の変更等）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天変地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （規定外条項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自 1 通を保管する。ただし、本契約を電子契約の方法により締結する場合は、甲乙は、上記の記名押印に代えて、本書の電磁的記録を作成し、両名がこれに電子署名を付した上、各自その電磁的記録を原本として保有するものとする。

2025 年 5 月 28 日

甲：東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号
株式会社 gumi

代表取締役

川本 寛之

川本 寛之 (2025年5月28日 17:52 GMT+9)

乙：東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号
株式会社 FgG

代表取締役

川本 寛之

川本 寛之 (2025年5月28日 17:56 GMT+9)

別紙 2

株式会社 gumi の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

(2024年 5 月 1 日から
2025年 4 月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の復調や雇用・所得環境の改善など、緩やかな回復基調にある一方、米国の金融・通商政策や中国の不動産市場の停滞による影響のほか、地政学リスクの長期化に伴う資源価格の高騰や金融政策の変動等の影響により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループが属する業界におきましては、モバイルオンラインゲーム市場においては、角川アスキー総合研究所の「ファミ通モバイルゲーム白書2025」によると、2024年のスマートフォンゲーム市場は、国内は1兆7,290億円、グローバルは12兆4,103億円と、市場は成熟期にあるものの引き続き安定的に推移をしております。

また、ブロックチェーン市場におきましては、株式会社グローバルインフォメーションが2024年に発表した報告によると、2029年にはブロックチェーン市場が全世界で2,489億米ドルまで拡大すると予測されております。

このような経済環境の中、当連結会計年度の売上高は8,942,741千円（前連結会計年度比25.9%減）となりました。また、営業利益は370,823千円（前連結会計年度は5,040,235千円の営業損失）、経常利益は2,103,632千円（前連結会計年度は4,514,014千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,063,322千円（前連結会計年度は5,934,026千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

① モバイルオンラインゲーム事業

売上高に関しては、不採算タイトルの早期撤退、一部タイトルの他社への運営移管、並びに、当社の連結子会社であった株式会社エイリムの株式譲渡等により、前年同期比で減収となりました。営業利益に関しては、開発・運用体制の大幅な見直し等に伴うコストの適正化等が奏功したことにより、外注費や広告費が減少し、前年同期比で大幅に損失額が減少いたしました。

この結果、売上高は6,454,439千円（前年同期比39.9%減）、営業損失は118,981千円（前年同期は3,485,612千円の営業損失）となりました。

② ブロックチェーン等事業

ブロックチェーン等事業に関しては、当該事業を取り巻く法令及び行政の動向等を踏まえつつ事業展開を行っており、ブロックチェーンゲームの配信やプラットフォームビジネスを中心としたエンターテインメント領域に加え、アセットマネジメント、投資を中心とした金融領域の2軸で事業を推進しております。売上高に関しては、エンターテインメント領域においては、ブロックチェーン技術を活用した推し活プロジェクト「OSHI3」の基軸となるトークン「OSHI」の受領及び本プロジェクトの第一弾タイトルである「ファントムオブキル -オルタナティブ・イミテーション-」の配信に伴う売上高計上、並びにトークン「FCT」の受領に伴う売上高計上等により前年同期比で増収となりました。アセットマネジメント領域においては、ノード運営のポートフォリオ最適化により良質なトークンを保有し、安定収益を創出した結果、前年同期比で概ね同水準の売上高となりました。営業利益に関しては、売上高の増加に加え、開発中のタイトルの開発コストが減少したこと等に伴い、前年同期比で増益となりました。

この結果、売上高は2,488,302千円（前年同期比86.9%増）、営業利益は489,805千円（前年同期は1,554,623千円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

2024年7月16日にSUPER STATE HOLDINGS株式会社を割当先とした第三者割当による新株式を発行したことにより、2,976,137千円の資金調達を行いました。

(4) 重要な組織再編等の状況

当社は、2024年12月27日付で当社の連結子会社であった株式会社エイリムの全株式をガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社に売却いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループが属する業界においては、モバイルオンラインゲーム市場は引き続き大きなマーケットを誇るものの、国内市場、海外市場ともに成熟期をむかえている状況であり、今後は一層の経営資源の選択と集中を図りつつ、安定的に収益を創出できる基盤を構築することが必要であると考えています。

一方、ブロックチェーン市場は今後急拡大することが予測されており、特に成長著しいブロックチェーン領域に積極的に経営資源を投下することで、新たな収益の柱として確立させていく必要があると考えています。

また、今後の規模拡大に伴い、コーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。

配当につきましては、当社の重要課題の一つとして認識しており、収益状況や財務基盤の強化状況などを総合的に勘案した上で決定することを基本としております。

しかしながら、当期の連結業績は黒字転換したものの、今後の事業成長及び企業価値のさらなる向上に向けて経営資源の選択と集中を図る必要があると判断し、誠に遺憾ではございますが今期の配当は無配とさせていただくことといたしました。今後につきましては、さらなる財務体質の改善に努め、安定配当に努めてまいります。

以上を踏まえ、当社グループとしましては、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

① ゲームのポートフォリオ最適化

当社は、モバイルオンラインゲーム事業においては、当面オリジナルタイトルの開発は行わず、「自社が有する実績のあるゲームエンジン」に「他社有力IP」を掛け合わせ、低コストかつ収益創出の蓋然性が高い新規タイトルの開発を実施してまいります。加えて、安定収益を創出し得る開発受託への取り組みも更に強化することで、本事業をキャッシュエンジン化すべく取り組んでまいります。また、これまでゲーム開発で培ってきた技術とノウハウを活かし、低予算での開発が可能なカジュアルゲームに加え、コンソールやSteam向けコンテンツの開発・配信も推進することで、収益源の多角化を目指してまいります。

一方、ブロックチェーンゲームの開発にあたっては、モバイルオンラインゲームの開発で培った豊富な経験やナレッジを活用した自社での開発に加え、出資や協業、共同開発等を戦略的に実行することで、有力なブロックチェーン企業との友好的なパートナーシップを構築しつつ、ヒットタイトルの創出を目指してまいります。

② 海外市場への展開

当社グループは、これまでに複数のゲームコンテンツを海外展開してきたノウハウを最大限活用し、収益力の強化を図ることが重要な課題であると考えております。そのため、自社開発の有力ゲームのみならず、他社の有力ゲームの海外展開等も推進することで、収益軸の拡大を目指し取り組んでまいります。

③ コンテンツに依存しない収益基盤の拡大

当社グループは、現在ゲームコンテンツの配信による売上が収益の大半を占めておりますが、今後の経営基盤の安定を図るためには、ボラティリティの低い事業を着実に成長させ、確固たる収益基盤として確立していく必要があると考えております。その点、当社グループではブロックチェーン領域において、市場黎明期より培った多様なノウハウやネットワークを活用のうえ積極的な事業展開を図っており、特にアセットマネジメント領域においては独自のポートフォリオ戦略を確立のうえ既に収益化を実現し、更なる事業拡大に向けた有力企業との戦略的提携等も積極的に実施しております。今後もこれらの取り組みを中心に経営資源を更に投下していくことで、コンテンツに依存しない収益基盤の拡大を図ってまいります。

④ コーポレートブランドの強化

当社グループのビジョン実現のためには、ユーザーから継続的に支持されるサービス提供に加え、多くのユーザーに愛着を持っていただける会社となる必要があります。そのため、積極的な広報活動、IR活動及びCSR活動を推進していくことで、当社グループのコーポレートブランドの向上を図ってまいります。

⑤ ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。当社グループでは、SNS等のインターネット媒体を含む各種メディアへの広告出稿及びイベント等を通じたユーザー獲得施策を継続的に実施しておりますが、過大な広告出稿はユーザー獲得単価の高騰につながると考えております。従って、当社グループではゲームコンテンツ毎の広告出稿に関する費用対効果を分析、把握した上で、今後も積極的かつ効果的な手法による広告出稿を実施し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

⑥ システム技術・インフラの強化

当社グループが提供するゲームコンテンツは、スマートフォン・タブレット端末等を通じてインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びスマートフォン・タブレット端末の技術革新への適切な対応が重要な課題であると考えております。従って、当社グループではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じて他社が提供するサービスを利用しながら、技術革新にも迅速に対応できる開発体制作りに努めてまいります。

⑦ 優秀な人材の確保

当社グループは、今後の更なる事業拡大のために、当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると考えております。そのためには、優秀な人材の確保が重要であると考えており、従業員一人一人がライフスタイルに合わせて仕事ができるように在宅勤務やフレックスタイム制度などの柔軟な働き方を可能とする制度を整備しております。このような多様な働き方を提供することにより、従業員のワークライフバランスを取りやすくし、優秀な人材確保に努めてまいります。

⑧ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、事業拡大に応じた「業務の適正を確保するための体制」の強化を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑨ 消費者の安全性の確保

当社グループは、モバイルオンラインゲーム領域、ブロックチェーン領域等を取りまく環境が大きく変化する中で、当社が提供しているコンテンツをユーザーが安心安全に利用できる環境を整備することが重要な課題であると考えております。そのため、一般社団法人日本オンラインゲーム協会や一般社団法人日本ブロックチェーン協会及び一般社団法人日本デジタル空間経済連盟に加盟し、消費者保護の観点から業界各社との連携や情報交換を図っております。あわせて、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を遵守することで、健全な環境の整備に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 2022年 4 月期	第 16 期 2023年 4 月期	第 17 期 2024年 4 月期	第 18 期 (当連結会計年度) 2025年 4 月期
売 上 高 (千円)	18,942,037	16,009,705	12,066,565	8,942,741
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失(△) (千円)	△3,890,047	△19,048	△4,514,014	2,103,632
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失(△) (千円)	△6,273,694	445,933	△5,934,026	2,063,322
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失(△) (円)	△214.07	13.83	△150.03	43.50
総 資 産 (千円)	18,362,709	26,550,480	19,332,572	23,884,755
純 資 産 (千円)	10,084,362	18,664,143	12,242,620	17,880,345
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	316.11	459.40	301.84	337.45

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 2022年 4 月期	第 16 期 2023年 4 月期	第 17 期 2024年 4 月期	第 18 期 (当事業年度) 2025年 4 月期
売 上 高 (千 円)	18,764,263	15,899,705	12,425,052	8,859,190
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失(△) (千円)	△3,136,148	811,006	△5,347,923	△19,228
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失(△) (千円)	△5,383,066	862,212	△9,356,107	△289,377
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失(△) (円)	△183.68	26.74	△236.55	△6.10
総 資 産 (千円)	18,379,528	25,845,344	18,132,972	19,286,953
純 資 産 (千円)	6,479,018	14,653,215	5,125,235	7,838,544
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	208.91	361.74	122.04	153.00

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況（2025年4月30日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 F g G	10,000千円	100.0%	モバイルオンラインゲームのライセンス等の知的財産権の管理
株 式 会 社 グ ラ ム ス	10,000千円	100.0%	モバイルオンラインゲームの開発・運営
gumi Asia Pte. Ltd.	2,000千シンガポールドル	100.0%	同上
台灣谷米數位科技有限公司	10,000千台湾ドル	100.0%	同上
株 式 会 社 gumi ventures	159,350千円	100.0%	投資事業及び投資ファンドの運営
株 式 会 社 gumi X Reality	100,000千円	100.0%	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにXRに係る投資
Tokyo XR Startups 株式会社	42,500千円	100.0%	XR技術を活用したプロダクト開発を行うスタートアップへの支援等
gumi America, Inc.	11,005千米ドル	100.0%	XR、AI及びブロックチェーンに係る投資
株 式 会 社 gC Games	500千円	100.0%	ブロックチェーンゲームの開発・配信及びサービスの提供
株 式 会 社 gumi Cryptos	10,000千円	100.0%	ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資
株 式 会 社 gC Labs	10,000千円	100.0%	投資領域を除くブロックチェーン領域全般の管掌
株式会社Hinode Technologies	495,112千円	65.97%	ブロックチェーンのノード運営及び暗号資産会計管理システムの提供
gC Games Singapore Pte. Ltd.	100千シンガポールドル	100.0%	ブロックチェーンゲームの開発・配信及びサービスの提供
gC Incubation Pte. Ltd.	250千シンガポールドル	100.0%	ブロックチェーン及び暗号資産領域への投資

(注) 1. 株式会社エイリムは、当連結会計年度に当社が保有する全株式をガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社に売却したことに伴い、連結子会社から除外しております。

2. 株式会社Hinode Technologiesは、2025年4月1日に設立しております。

(8) 主要な事業内容（2025年4月30日現在）

事業	事業内容
モバイルオンラインゲーム事業	モバイルオンラインゲームの開発・運用
ブロックチェーン等事業	ブロックチェーン及びXRに関するハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ及びサービスの開発、提供並びに投資

(9) 主要な事業所（2025年4月30日現在）

① 当社

本	社	東京都 新宿区
---	---	---------

② 子会社

株式会社 F g G	東京都 新宿区
株式会社 グラムス	東京都 新宿区
gumi Asia Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市
台湾谷米數位科技有限公司	台湾 台北市
株式会社 gumi ventures	東京都 新宿区
株式会社 gumi X Reality	東京都 新宿区
Tokyo XR Startups 株式会社	東京都 新宿区
gumi America, Inc.	アメリカ カリフォルニア州
株式会社 gC Games	東京都 新宿区
株式会社 gumi Cryptos	東京都 新宿区
株式会社 gC Labs	福岡県 福岡市 博多区
株式会社 Hinode Technologies	東京都 新宿区
gC Games Singapore Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市
gC Incubation Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市

(10) 使用人の状況（2025年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
モバイルオンラインゲーム事業	299名（7名）	255名減
ブロックチェーン等事業	43名（4名）	54名減
全社（共通）	36名（3名）	2名減

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり（ ）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門及び技術部門に所属しているものであります。
3. 使用人が減少した主な要因は、国内及び海外における組織再編によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
312名（13名）	112名減	37歳0ヶ月	5年9ヶ月

- (注) 使用人数は従業員数であり、正社員のほか契約社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり（ ）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先（2025年4月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,194,467千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000千円
株式会社りそな銀行	1,000,000千円
シンジケートローン	217,100千円

- (注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする2社（株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社）の協調融資によるものです。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 98,878,000株
- (2) 発行済株式の総数 49,491,234株
- (3) 株主数 23,270名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
SBI ホールディングス株式会社	9,960,000株	20.12%
SUPER STATE HOLDINGS 株式会社	9,887,500株	19.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,711,300株	7.49%
日本証券金融株式会社	1,248,500株	2.52%
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	1,180,000株	2.38%
川 本 寛 之	995,800株	2.01%
本 吉 誠	778,600株	1.57%
楽天証券株式会社	672,300株	1.35%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	294,100株	0.59%
今 泉 潤	292,100株	0.59%

（注）当社は、自己株式を保有していません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員（当社役員であった者を含む。）に対し交付した株式の状況
該当事項はございません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①新株予約権の行使

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が22,000株増加しております。

- ②2024年7月16日付で第三者割当の方法により、SUPER STATE HOLDINGS株式会社に対して普通株式9,887,500株を新たに発行いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況（2025年4月30日現在）

		第16回新株予約権	第20回新株予約権		
発行決議日		2017年7月26日	2018年7月27日		
新株予約権の数		503個	1,000個		
目的となる株式の種類及び数		普通株式50,300株	普通株式100,000株		
新株予約権1個当たりの払込金額		121,900円（注）1	65,600円（注）1		
行使時1株当たりの払込金額		1円	1円		
権利行使期間		自2018年8月10日 至2048年8月9日	自2019年8月13日 至2048年8月12日		
行使条件		（注）2	（注）3		
役員 の 保 有 状 況	取締役 （監査等委員を除く）	新株予約権の数	503個	新株予約権の数	1,000個
		目的となる株式数	50,300株	目的となる株式数	100,000株
		保有者数	2名	保有者数	2名
	取締役 （監査等委員）	新株予約権の数	0個	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株	目的となる株式数	0株
		保有者数	0名	保有者数	0名

		第22回新株予約権	
発行決議日		2020年7月29日	
新株予約権の数		800個	
目的となる株式の種類及び数		普通株式80,000株	
新株予約権1個当たりの払込金額		98,600円（注）1	
行使時1株当たりの払込金額		1円	
権利行使期間		自2021年8月1日 至2050年7月31日	
行使条件		（注）4	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	800個
		目的となる株式数	80,000株
		保有者数	2名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0名

（注）1. 当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込みは要しません。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
- ② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。
- ② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行

使できるものとする。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から、10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、保有する全ての新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等の状況
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年4月30日現在）

地位及び担当	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	川 本 寛 之	株式会社FgG 代表取締役社長 株式会社グラムス 取締役 gumi Asia Pte. Ltd. Director 台湾谷米數位科技有限公司 董事長 株式会社gumi ventures 代表取締役社長 株式会社gumi X Reality 代表取締役社長 Tokyo XR Startups株式会社 代表取締役社長 gumi America,Inc. Director 株式会社gumi Cryptos 代表取締役社長 株式会社gC Labs 取締役 gC Incubation Pte. Ltd. Director
取 締 役	本 吉 誠	株式会社グラムス 監査役 株式会社gumi ventures 取締役 株式会社gumi X Reality 監査役 Tokyo XR Startups株式会社 監査役 株式会社gumi Cryptos 監査役
取 締 役 (監査等委員)	清 水 健 次	株式会社Gunosy 社外監査役 清水法律事務所 代表弁護士 日本テクノ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社長越 代表取締役 株式会社アクシーシア 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	尾 白 有 亮	株式会社SBI証券 執行役員常務 営業副本部長兼投資銀行部長 SBIスマートエナジー株式会社 取締役 日本充電インフラ株式会社 社外取締役 株式会社Blue Planet-works 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	岡 崎 太 輔	SUPER STATE HOLDINGS株式会社 取締役 株式会社STPR 取締役 AppBank株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監査等委員)	小 林 賢 治	シニフィアン株式会社 代表取締役 シニフィアンKID株式会社 代表取締役 ラクスル株式会社 社外取締役 株式会社ツクルバ 社外取締役（監査等委員）
取 締 役 (監査等委員)	増 田 恵 子	株式会社Agent One 代表取締役 株式会社MC One 代表取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）清水健次氏、尾白有亮氏、岡崎太輔氏、小林賢治氏及び増田恵子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）清水健次氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）清水健次氏、小林賢治氏及び増田恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条で定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役、並びに執行役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。ただし、法令違反を認識したうえでの行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	87,750千円 (-)	87,750千円 (-)	一千円 (-)	2名 (一名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	19,000千円 (19,000千円)	19,000千円 (19,000千円)	一千円 (-)	4名 (4名)
合計 (うち社外取締役)	106,750千円 (19,000千円)	106,750千円 (19,000千円)	一千円 (-)	6名 (4名)

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はございません。

③ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

④ 非金銭報酬等の内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬として、中長期的な業績や株価を通じた企業価値・株主価値の向上を図るため、取締役に対する株式報酬型ストックオプションを導入しております。

当該報酬の内容は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額200百万円以内）とは別枠で、年額100百万円以内（うち社外取締役を除く。）としております。当事業年度において株式報酬型ストックオプションの交付はありません。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年7月28日開催の第13回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。取締役（監査等委員を除く。）に対する株式報酬型ストックオ

プシオンとしての新株予約権の報酬額は、当該定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、年額100百万円以内（うち社外取締役を除く。）として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、当該定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について社外役員のみで構成する指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。なお、監査等委員である取締役の報酬等の決定方針につきまして、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の経営に対する独立性に鑑み、固定報酬（金銭）のみとし、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

a. 基本報酬に係る方針

月例の固定報酬とし役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案し、当社で定める報酬テーブルに定めた範囲内で決定するものとする。また、各事業年度に指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

b. 業績連動報酬に関する方針

当社は業績連動報酬を導入していないため現時点で当該方針は定めていない。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な業績や株価を通じた企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進することを目的として決定する。また、発行する際には都度、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位、職責及び個別の業績等を総合的に勘案し指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する事項

取締役の報酬等を与える時期又は条件の決定に関しては以下のとおりとする。

報酬を与える時期

基本報酬 ：任期開始日から任期終了日

非金銭報酬 ：任期開始日から任期終了日

条件の決定

基本報酬 ：任期開始日から最初に到来する取締役会において条件を決定する。

非金銭報酬 ：任期開始日から最初に到来する取締役会において条件を決定する。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬とその他の報酬の配分を決定する。

取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は当該答申の内容を尊重し決定をしなければならないものとする。なお、株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長川本寛之に対し各取締役の基本報酬とその他の報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。

- ⑧ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はございません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

- a. 社外取締役（監査等委員）清水健次氏は、株式会社Gunosyの社外監査役、清水法律事務所の代表弁護士、日本テクノ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社長越の代表取締役及び株式会社アクシージアの社外監査役であります。当社と株式会社Gunosy、清水法律事務所、日本テクノ株式会社、株式会社長越及び株式会社アクシージアとの間に特別な関係はありません。
- b. 社外取締役（監査等委員）尾白有亮氏は、当社株式の20.12%を保有する当社主要株主である筆頭株主のSBIホールディングス株式会社の子会社の株式会社SBI証券の執行役員常務、SBIスマートエナジー株式会社の取締役、日本充電インフラ株式会社の社外取締役及び株式会社Blue Planet-worksの社外取締役であります。なお、SBIホールディングス株式会社と当社の間では資本業務提携契約を締結しております。
- c. 社外取締役（監査等委員）岡崎太輔氏は、当社株式の19.97%を保有する当社主要株主であるSUPER STATE HOLDINGS株式会社の取締役、同社の子会社である株式会社STPRの取締役及びAppBank株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、SUPER STATE HOLDINGS株式会社と当社の間では資本業務提携契約を締結しております。
- d. 社外取締役（監査等委員）小林賢治氏は、シニフィアン株式会社の代表取締役、シニフィアンKID株式会社の代表取締役、ラクスル株式会社の社外取締役及び株式会社ツクルバの社外取締役（監査等委員）であります。当社とシニフィアン株式会社、シニフィアンKID株式会社、ラクスル株式会社及び株式会社ツクルバとの間に特別な関係はありません。
- e. 社外取締役（監査等委員）増田恵子氏は、株式会社Agent Oneの代表取締役及び株式会社MC Oneの代表取締役であります。当社と株式会社Agent One及び株式会社MC Oneとの間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
清水 健次 取締役 (監査等委員)	当事業年度において開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。主に弁護士及び公認会計士として培ってきた知識・見地から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席し、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
尾 白 有 亮 取締役 (監査等委員)	当事業年度において、社外取締役就任後に開催された取締役会14回のうち11回に出席いたしました。主に経営者として培ってきた知識・見地から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会10回のうち8回に出席し、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
岡 崎 太 輔 取締役 (監査等委員)	当事業年度において、社外取締役就任後に開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。主に経営者として培ってきた知識・見地から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会10回のうち9回に出席し、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
小 林 賢 治 取締役 (監査等委員)	当事業年度において、社外取締役就任後に開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。主に経営者として培ってきた知識・見地から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会10回のうち全てに出席し、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。
増 田 恵 子 取締役 (監査等委員)	当事業年度において、社外取締役就任後に開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。主に経営者として培ってきた知識・見地から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会10回のうち全てに出席し、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、又は当社の会計監査人について、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社の取締役会は監査等委員会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。「内部統制システム構築に関する基本方針」の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、誠実且つ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- (2) 毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- (4) 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- (5) 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- (6) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- (7) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- (8) 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、すみやかに必要な研修を実施する。

(運用状況の概要)

- ① 当社は、法令やルールを厳格に遵守し、誠実且つ公平な企業活動を遂行するとともに、企業理念に従った経営の健全性を確保することを目的として「法令遵守に関する行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定しています。
- ② 全役職員を対象にコンプライアンス研修（ハラスメント、労働法、内部通報制度、インサイダー取引、知的財産権、下請法等）を開催しています。
- ③ 当社グループ企業の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の必要な評価範囲を決定し、その評価を実施しています。
- ④ 当社は、監査等委員会、内部監査部門等によるモニタリングを通じて、法令義務違反が発生した場合又は発生するおそれのある場合は厳正な調査を行い、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図ることとしています。

- ⑤ 当社は、監査等委員、内部監査室長及び人事部長を構成員とする内部通報窓口を設置し、法令違反についての早期発見とその是正が行われる体制を整備しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- (2) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

(運用状況の概要)

取締役会議事録や重要な会議、稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書又は電子的記録）は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保管及び管理を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- (2) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

(運用状況の概要)

- ① 当社は、「リスク管理規程」に従って、当社の事業の継続性に関わるリスクの識別、分析を行い適切な対応を行っています。
- ② 当社は、「災害・危機管理対策ガイドライン」その他マニュアル等を制定し、有事に備えて会社として対応できる体制を整えています。
- ③ 当社は、リスクマネジメント委員会を四半期に1回以上開催することを原則として、当社グループ内で発生しうるリスクの分析や事前防止策及び発生時の対処方法について協議しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、取締役相互の牽制によるチェック機能を備えた迅速且つ効率的な意思決定を実行する。
- (2) 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速且つ臨機応変なる経営判断を可能にする。
- (3) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
- (4) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

(運用状況の概要)

原則として月に1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する事項の決議を行っています。また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」の各規程に定め、業務の組織的且つ能率的な運営を図っています。

5. 当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の関係会社については、「関係会社管理規程」により所管部署を定め、当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
- (2) 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
- (3) 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各関係会社にはリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。
- (4) 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。
- (5) 当社の監査等委員会はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
- (6) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育・研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

(運用状況の概要)

- ① 当社グループ経営の適正且つ効率的な運営を目的に、各子会社において法令遵守に関する行動指針や、コンプライアンスに関する事項を規程又は就業規則に定めているほか、子会社での決裁事項についても必要に応じて当社への報告を求めるなど、子会社の適切な管理・指導を行っています。また、子会社の役職員のコンプライアンスに関する相談・通報体制を社内規程に定め、当社に相談・通報の窓口を設けています。
- ② 当社グループは、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との関わりを一切持たないようにすることの周知徹底を図っています。また、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、特殊暴力に関する情報共有や研修を通じて反社会的勢力排除に向けた意識の醸成に努めています。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会から、監査等委員会が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査等委員会と協議の上、内部監査部門等に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査等委員会から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

(運用状況の概要)

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が監査等委員会から命令を受けた場合は、取締役の指揮・命令を受けない体制を確立しています。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 重要会議への出席

監査等委員は、監査等委員会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 取締役の報告義務

- ① 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査等委員会に報告する。

② 取締役は監査等委員会に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
- ・業績及び業績見通しの内容
- ・内部監査の内容及び結果
- ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
- ・行政処分の内容
- ・前各号に掲げるもののほか、監査等委員会が求める事項

(3) 使用人による報告

使用人は、監査等委員会に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査等委員会に直接報告をすることができる。

- ① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ② 重大な法令又は定款違反事実

(4) 監査等委員会へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

前項の報告をした当社の取締役・使用人、又は関係会社の取締役・使用人が監査等委員会へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。

(運用状況の概要)

- ① 当社は、取締役会及び重要な会議（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会）の構成員に監査等委員を指名し、取締役及び全役職員から報告を受けることができる体制を整備しています。
- ② 当社は、当社及び子会社の役職員のコンプライアンスに関する相談・通報体制を社内規程に定め、当社に相談・通報の窓口を設けており、当社に直接相談・通報できる体制を整備しております。また、通報者の保護についても社内規程に定め厳格に運用しております。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等と監査等委員会の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等は、監査等委員会の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査等委員会と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(2) 外部専門家の起用

監査等委員会が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

(3) 監査等委員会の必要経費

監査等委員会の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

(運用状況の概要)

- ① 当社は、監査等委員会がコンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用することを認めています。
- ② 当社は、会社法第399条の2第4項に従って監査等委員会の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担するものとしています。

連結貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,736,683	流 動 負 債	5,112,234
現 金 及 び 預 金	6,077,083	買 掛 金	114,232
売掛金及び契約資産	553,205	短 期 借 入 金	2,000,000
前 払 費 用	378,226	1 年内償還予定の社債	420,000
未 収 入 金	604,440	1年内返済予定の長期借入金	1,328,208
未収還付法人税等	58,926	未 払 金	188,653
暗 号 資 産	7,581,430	未 払 費 用	44,560
そ の 他	483,371	未 払 法 人 税 等	376,145
固 定 資 産	8,148,071	未 払 消 費 税 等	28,764
有 形 固 定 資 産	107,638	預 り 金	100,548
建 物	47,077	賞 与 引 当 金	42,766
工具、器具及び備品	60,561	そ の 他	468,354
無 形 固 定 資 産	2,137,256	固 定 負 債	892,174
ソ フ ト ウ エ ア	8,464	社 債	200,000
ソフトウェア仮勘定	2,128,391	長 期 借 入 金	83,359
そ の 他	400	資 産 除 去 債 務	62,167
投資その他の資産	5,903,177	繰 延 税 金 負 債	389,990
敷 金 及 び 保 証 金	182,545	そ の 他	156,657
投 資 有 価 証 券	1,523,345	負 債 合 計	6,004,409
関 係 会 社 株 式	83,890	(純 資 産 の 部)	
その他の関係会社有価証券	2,971,578	株 主 資 本	15,587,942
繰 延 税 金 資 産	352,336	資 本 金	14,617,238
そ の 他	839,480	資 本 剰 余 金	2,065,916
貸 倒 引 当 金	△49,999	利 益 剰 余 金	△1,095,211
資 産 合 計	23,884,755	その他の包括利益累計額	1,112,852
		その他有価証券評価差額金	148,840
		為 替 換 算 調 整 勘 定	964,011
		新 株 予 約 権	266,186
		非 支 配 株 主 持 分	913,363
		純 資 産 合 計	17,880,345
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,884,755

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目								金 額	
売上	売上	上	上	原	高	益			8,942,741
販	費	上	上	総	価	益			6,852,521
営	業	業	業	一	利	益			2,090,219
	受	取	利	息	及	び	配	当	1,719,396
	投	資	事	業	組	合	運	用	370,823
	暗	号	資	資	産	評	却	金	
	暗	号	資	資	産	売	却	益	34,010
	経	営	営	指	の	導		益	24,999
	そ							益	2,024,031
								料	105,392
								他	5,500
									6,854
営	業	外	外	費	用				2,200,788
	支		払		利			息	64,932
	為		替		差			損	16,889
	株	式		交	付			費	60,416
	寄			付				金	440
	持	分	法	に	よ	る	投	資	308,325
	そ			の			資	損	16,975
	経							他	
特		別	常	利	利	益			467,979
	固	定	資	産	売	却			2,103,632
	投	資	有	価	証	券	売	却	1,217
	関	係	会	社	株	式	売	却	1,195,655
	新	株	予	約	権	戻	入	益	458,238
									9,074
特		別	損	損	失				
	減		損	損	損			失	9,759
	固	定	資	産	除	却		損	2,711
	投	資	有	価	証	券	評	価	981,683
	関	係	会	社	株	式	評	価	30,292
	事	業	構	造	改	革	費	用	276,339
	税	金	等	調	整	前	当	期	1,300,785
	法	人	税、	住	民	税	及	び	2,467,032
	法	人	税	等	調	整			349,281
	当								67,769
		期	純	利	益				
	非	支	配	株	主	に	帰	属	する
	親	会	社	株	主	に	帰	属	する
									当期純損失 (△)
									△13,340
									2,049,982
									2,063,322

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 5 月 1 日から)
(2025年 4 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
2024年5月1日残高	13,119,471	323,727	△3,158,534	10,284,663
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行	1,497,766	1,497,766		2,995,533
親会社株主に帰属する当期純利益			2,063,322	2,063,322
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		244,422		244,422
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)				
連結会計年度中の変動額合計	1,497,766	1,742,189	2,063,322	5,303,278
2025年4月30日残高	14,617,238	2,065,916	△1,095,211	15,587,942

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計			
2024年5月1日残高	174,308	1,488,494	1,662,802	294,634	519	12,242,620
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						2,995,533
親会社株主に帰属する当期純利益						2,063,322
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						244,422
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△25,468	△524,482	△549,950	△28,448	912,844	334,446
連結会計年度中の変動額合計	△25,468	△524,482	△549,950	△28,448	912,844	5,637,725
2025年4月30日残高	148,840	964,011	1,112,852	266,186	913,363	17,880,345

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

株式会社FgG
株式会社グラムス
gumi Asia Pte. Ltd.
台灣谷米數位科技有限公司
株式会社gumi ventures
株式会社gumi X Reality
Tokyo XR Startups株式会社
株式会社gC Games
gumi America, Inc.
株式会社gumi Cryptos
株式会社gC Labs
株式会社Hinode Technologies
gC Games Singapore Pte. Ltd.
gC Incubation Pte. Ltd.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

gumi Investment Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 5社

主要な会社名

VR Fund, L.P.、 合 同 会 社 gumi Cryptos Capital、 gumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LP、 Decima Fund, LP.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

gumi Investment Limited、株式会社ゆにクリエイト

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) gumi Cryptos Capital Fund II Parallel, LP及びDecima Fund, LP.の決算日は12月31日ですが、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、VR Fund,L.P.他2社の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

3. 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、株式会社Hinode Technologies他1社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、重要性が増したDecima Fund, LP.を持分法の適用の範囲に含めております。株式会社エイリムは当社が保有する全株式を売却したことに伴い連結の範囲から除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾谷米數位科技有限公司及びgumi ventures 3号投資事業有限責任組合他1社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | | |
|-----------------|-----------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | …………… | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外のもの | …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| | 市場価格のない株式等 | …………… 主として移動平均法による原価法を採用しております。 |
| | 投資事業有限責任組合等への出資 | …………… 入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち持分相当額を加減する方法によっております。 |

(2) 暗号資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|---------------|-------|-----------------------------------|
| 活発な市場が存在するもの | …………… | 期末日の市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。 |
| 活発な市場が存在しないもの | …………… | 主として移動平均法による低価法を採用しております。 |

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | | |
|--------------------|-------|--|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | …………… | 主に定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 7～15年
工具、器具及び備品 4～10年 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | …………… | 定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。 |

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金	………… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
貸倒引当金	………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費	………… 支出時に全額費用処理しております。
社債発行費	………… 支出時に全額費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ユーザーに対するアイテム課金に係る収益

当社グループは、スマートフォン・タブレット端末等向けのオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対し、ゲームは無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社グループがアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

② ゲームの共同開発・運営企業に対する役務提供に係る収益

当社グループでは、スマートフォン・タブレット端末等向けのオンラインゲームを他社と共同で開発・運営しております。当該サービスにおいては、顧客である協業企業に対し、当社グループが開発・運営業務等の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。当社グループが顧客から受取る対価は、ユーザーからの課金額に応じて算定され、当社グループから顧客への請求額として確定した時点で収益を認識しております。

③ 受託ソフトウェア開発に係る収益

当社グループでは、スマートフォン・タブレット端末等向けのオンラインゲームのソフトウェア開発を受託しております。当該受託ソフトウェア開発においては、契約に基づく開発作業を進めるにつれ、顧客に対する履行義務が充足されると判断しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

………… 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① グループ通算制度の適用 …………… グループ通算制度を適用しております。
- ② 暗号資産を対価とする取引の会計処理 …………… 暗号資産を対価とする取引については、取引日の当該暗号資産の時価により取引価格を算定しております。
- ③ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続 …………… 暗号資産の借入れについては、暗号資産を借入れ時に、借り入れた暗号資産を資産として認識すると同時に、貸手に対する返済義務を負債として認識しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年4月30日)
繰延税金資産	352,336

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異等に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内、すなわち、回収可能な範囲内で繰延税金資産を認識しております。

②主要な仮定

予測される将来の課税所得は取締役会及び常勤役員会で承認された事業計画を基礎に算定しており、その主要な仮定は、月間アクティブユーザー数であります。この仮定は、過去の経験、業界動向、ユーザー数増加施策の期待効果等を反映しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得について、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年4月30日)
有形固定資産	107,638
ソフトウェア	8,464
ソフトウェア仮勘定	2,128,391
減損損失	9,759

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループの当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている有形固定資産は、主に建物付属設備や工具器具備品を計上したものであります。資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、主に会社を資金生成単位としております。

当社グループの当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているソフトウェア及びソフトウェア仮勘定は、主に自社開発ゲームに係る開発費を資産計上したものであります。資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、主にゲームタイトルを資金生成単位としております。

減損の兆候を識別した場合には、取締役会及び常勤役員会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、月間アクティブユーザー数であります。この仮定は、過去の経験、業界動向、ユーザー数増加施策の期待効果等を反映しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

追加情報

当社及び一部の連結子会社は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における暗号資産を保有しております。なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

1. 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	当連結会計年度 (2025年4月30日)
保有する暗号資産	7,581,430 千円
合計	7,581,430 千円

2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

	当連結会計年度 (2025年4月30日)		
種類	保有数（単位）		連結貸借対照表計上額
FCT	378,696,661	FCT	2,867,270 千円
OSHI	403,764,847	OSHI	1,923,714 千円
BTC	89	BTC	1,202,602 千円
SUI	942,613	SUI	470,418 千円
USDT	3,228,275	USDT	459,471 千円
その他	—		657,953 千円
合計	—		7,581,430 千円

(2) 活発な市場が存在しない暗号資産

	当連結会計年度 (2025年4月30日)		
種類	保有数（単位）		連結貸借対照表計上額
HIME	1,436,070,574	HIME	0 千円
NIDT	5,189,040	NIDT	0 千円
合計	—		0 千円

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 394,317 千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 49,491,234 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額
該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の内容	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数
当社	第 16 回 新 株 予 約 権	普 通 株 式	50,300 株
	第 20 回 新 株 予 約 権	普 通 株 式	100,000 株
	第 22 回 新 株 予 約 権	普 通 株 式	80,000 株
	第 23 回 新 株 予 約 権	普 通 株 式	38,000 株
	第 24 回 新 株 予 約 権	普 通 株 式	29,000 株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループでは、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	502,545	502,545	—
資産計	502,545	502,545	—
(2) 社債 (一年内償還予定を含む)	620,000	624,589	4,589
(3) 長期借入金 (一年内返済予定を含む)	1,411,567	1,412,280	713
負債計	2,031,567	2,036,870	5,303

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未収入金」「短期借入金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は336,249千円であります。
3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は3,740,019千円であります。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
その他	—	—	502,545	502,545
資産計	—	—	502,545	502,545

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債（１年内償還予定を含む）	－	624,589	－	624,589
長期借入金（１年内返済予定分を含む）	－	1,412,280	－	1,412,280
負債計	－	2,036,870	－	2,036,870

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

その他は非上場株式のJ-KISS型新株予約権であります。投資時期と連結会計年度末が近い場合は、時価と帳簿価額が近似すると考えて帳簿価額を持って時価とし、その他の場合は、独立した第三者の評価専門家がオプション価格法（OPM法）を用いて公正価値を測定しており、どちらもレベル３の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	モバイル オンライン ゲーム事業	ブロックチェーン等 事業	合計
国内	5,477,851	951,527	6,429,378
海外	976,587	12,204	988,792
顧客との契約から生じる収益	6,454,439	963,731	7,418,170
その他の収益	—	1,524,570	1,524,570
外部顧客への売上高	6,454,439	2,488,302	8,942,741

(注) 収益分解情報は「国内」及び「海外」に区分し、モバイルオンラインゲーム事業においては日本語版タイトルの売上高を「国内」、海外言語版タイトルの売上高を「海外」として記載しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「5. 会計方針に関する事項」の「(6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,109,543
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	553,205
契約資産（期首残高）	73,777
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	587,953
契約負債（期末残高）	452,790

契約資産は受託ソフトウェア開発において進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求売掛金であります。

契約負債は主にアイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は587,953千円であります。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が基本的に1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	337円45銭
2. 1株当たり当期純利益	43円50銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,144,330	流 動 負 債	5,046,839
現 金 及 び 預 金	3,947,030	買 掛 金	194,408
売掛金及び契約資産	1,344,112	短 期 借 入 金	2,000,000
前 払 費 用	364,569	1年以内償還予定の社債	420,000
未 収 入 金	1,308,570	1年内返済予定の長期借入金	1,328,208
立 替 金	43,252	未 払 金	177,471
未収還付法人税等	667	未 払 費 用	151,482
暗 号 資 産	2,321,310	未 払 法 人 税 等	60,751
そ の 他	124,246	預 り 金	265,042
貸 倒 引 当 金	△1,309,429	賞 与 引 当 金	30,104
固 定 資 産	11,142,622	そ の 他	419,370
有 形 固 定 資 産	103,677	固 定 負 債	6,401,569
建 物	47,077	社 債	200,000
工具、器具及び備品	56,599	長 期 借 入 金	83,359
無 形 固 定 資 産	2,138,339	関係会社長期借入金	5,845,013
ソ フ ト ウ エ ア	6,067	資 産 除 去 債 務	62,167
ソフトウエア仮勘定	2,131,872	関係会社事業損失引当金	211,029
そ の 他	400	負 債 合 計	11,448,408
投資その他の資産	8,900,605	(純 資 産 の 部)	
敷金及び保証金	177,520	株 主 資 本	7,502,151
投資有価証券	608,558	資 本 金	14,617,238
関係会社株式	3,447,684	資 本 剰 余 金	2,530,399
その他の関係会社有価証券	1,748	資 本 準 備 金	1,556,399
関係会社長期貸付金	3,673,196	その他資本剰余金	973,999
繰延税金資産	305,804	利 益 剰 余 金	△9,645,485
そ の 他	686,091	利 益 準 備 金	30,220
資 産 合 計	19,286,953	その他利益剰余金	△9,675,705
		繰越利益剰余金	△9,675,705
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	70,205
		その他有価証券評価差額金	70,205
		新 株 予 約 権	266,186
		純 資 産 合 計	7,838,544
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,286,953

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 5 月 1 日から
2025年 4 月30日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売上	上	原	高								8,859,190
販売	上	総	価								7,177,461
費	費	一	利								1,681,729
管	業	般	損								2,357,205
営	業	損	失								△675,476
受	取	外	収	益							
経	利	息	及	び	配	当					
暗	営	資	指	導	評	価					
そ	号	の	産								
営	業	外	費	用							
支	払		利								
株	式	交	付	息							
為	替		差	費							
寄				損							
投	資	事	付	金							
暗	号	業	損	失							
そ	資	産	売	却							
経	の			損							
特	常	損	失								
特	別	利	益								
新	株	予	約	権	戻	入					
別	損										
投	資	有	価	証	券	評	価	損			
関	係	会	社	株	式	評	価	損			
関	係	会	社	株	式	売	却	損			
固	定	資	産	除	却	損					
事	業	構	造	改	革	費					
関	係	会	社	事	業	損	失	引	当	金	繰
税	引	前	当	期	純	損	失				
法	人	税、	住	民	税	及	び	事	業	税	
法	人	税	等	調	整	額					
当	期	純	損	失							

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 5 月 1 日から)
(2025年 4 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2024年5月1日残高	13,119,471	58,632	973,999	1,032,632
事業年度中の変動額				
新株の発行	1,497,766	1,497,766		1,497,766
当期純損失(△)				
株主資本以外の項目の事業年度中の当期変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	1,497,766	1,497,766	－	1,497,766
2025年4月30日残高	14,617,238	1,556,399	973,999	2,530,399

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
		繰越利益剰余金		
2024年5月1日残高	30,220	△9,386,328	△9,356,107	4,795,996
事業年度中の変動額				
新株の発行				2,995,533
当期純損失(△)		△289,377	△289,377	△289,377
株主資本以外の項目の事業年度中の当期変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	－	△289,377	△289,377	2,706,155
2025年4月30日残高	30,220	△9,675,705	△9,645,485	7,502,151

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2024年5月1日残高	34,605	34,605	294,634	5,125,235
事業年度中の変動額				
新株の発行				2,995,533
当期純損失(△)				△289,377
株主資本以外の項目の事業年度中の当期変動額(純額)	35,600	35,600	△28,448	7,152
事業年度中の変動額合計	35,600	35,600	△28,448	2,713,308
2025年4月30日残高	70,205	70,205	266,186	7,838,544

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ② その他有価証券 市場価格のない株式 …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却等以外のもの 原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 市場価格のない株式 …… 主として移動平均法による原価法を採用しております。
- 等
- 投資事業有限責任組 …… 入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社合等への出資 持分相当額を加減する方法によっております。

2. 暗号資産の評価基準及び評価方法

- 活発な市場が存在するもの …… 期末日の市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。
- 活発な市場が存在しないもの …… 主として移動平均法による低価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産（リース資産を除く） …… 主に定率法を採用しております。
- ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 7～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 |
- 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法
- なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

………… 関係会社の事業の損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

5. 繰延資産の処理方法

- | | |
|-------|------------------------|
| 株式交付費 | ………… 支出時に全額費用処理しております。 |
| 社債発行費 | ………… 支出時に全額費用処理しております。 |

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ユーザーに対するアイテム課金に係る収益

当社は、スマートフォン・タブレット端末等向けのオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対し、ゲームは無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

② ゲームの共同開発・運営企業に対する役務提供に係る収益

当社では、スマートフォン・タブレット端末等向けのオンラインゲームを他社と共同で開発・運営しております。当該サービスにおいては、顧客である協業企業に対し、当社が開発・運営業務等の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。当社が顧客から受取る対価は、ユーザーからの課金額に応じて算定され、当社から顧客への請求額として確定した時点で収益を認識しております。

③ 受託ソフトウェア開発に係る収益

当社では、スマートフォン・タブレット端末等向けのオンラインゲームのソフトウェア開発を受託しております。当該受託ソフトウェア開発においては、契約に基づく開発作業を進めるにつれ、顧客に対する履行義務が充足されると判断しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。

7. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

- ………… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. その他計算書類の作成のための重要な事項

- グループ通算制度の適用 …………… グループ通算制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	305,804

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異等に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニングを考慮し、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内、すなわち、回収可能な範囲内で繰延税金資産を認識しております。

②主要な仮定

予測される将来の課税所得は取締役会及び常勤役員会で承認された事業計画を基礎に算定しており、その主要な仮定は、月間アクティブユーザー数であります。この仮定は、過去の経験、業界動向、ユーザー数増加施策の期待効果等を反映しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得について、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	103,677
ソフトウェア	6,067
ソフトウェア仮勘定	2,131,872

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社の当事業年度の貸借対照表に計上されている有形固定資産は、主に建物附属設備や工具器具備品を計上したものであります。資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、主に会社を資金生成単位としております。

当社の当事業年度の貸借対照表に計上されているソフトウェア及びソフトウェア仮勘定は、主に自社開発ゲームに係る開発費を資産計上したものであります。資産のグルーピングは、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、主にゲームタイトルを資金生成単位としております。

減損の兆候を識別した場合には、取締役会及び常勤役員会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の可否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、月間アクティブユーザー数であります。この仮定は、過去の経験、業界動向、ユーザー数増加施策の期待効果等を反映しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。

追加情報

当社は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における暗号資産を保有しております。なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

1. 暗号資産の貸借対照表計上額

	当事業年度 (2025年4月30日)
保有する暗号資産	2,321,310 千円
合計	2,321,310 千円

2. 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

(1) 活発な市場が存在する暗号資産

	当事業年度 (2025年4月30日)	
種類	保有数（単位）	貸借対照表計上額
BTC	80 BTC	1,082,597 千円
FCT	100,000,002 FCT	757,141 千円
OSHI	97,041,666 OSHI	462,386 千円
その他	－	19,184 千円
合計	－	2,321,310 千円

(2) 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	342,363 千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
関係会社に対する短期金銭債権	908,946 千円
関係会社に対する短期金銭債務	396,270 千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
① 営業取引による取引高	
売上高	981,021 千円
仕入高	1,793,342 千円
販売費及び一般管理費	1,134,977 千円
② 営業取引以外の取引高	1,739,535 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	一株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	16,091 千円
未払事業所税	2,768 千円
賞与引当金	9,224 千円
未払金	6,197 千円
棚卸資産	9,377 千円
減価償却超過額	1,342,628 千円
資産除去債務	17,703 千円
関係会社事業損失引当金	66,552 千円
株式報酬費用	83,519 千円
投資有価証券評価損	550,344 千円
関係会社株式評価損	481,283 千円
繰越欠損金	3,079,619 千円
その他	277,507 千円
繰延税金資産小計	5,942,818 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,079,619 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,507,341 千円
評価性引当額小計	△5,586,961 千円
繰延税金資産合計	355,856 千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△17,703 千円
その他有価証券評価差額金	△32,339 千円
その他	△9 千円
繰延税金負債合計	△50,051 千円
繰延税金資産の純額	305,804 千円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年5月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	SUPER STATE HOLDINGS 株式会社	東京都渋谷区	100 百万円	エンタテインメント領域を中心とした事業全般	(被所有) 直接19.99	資本業務提携	第三者割当増資(注1)	2,976,137	－	－

(注) 1. 当社の行った第三者割当増資を1株につき301円で引き受けたものであります。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社エイリム(注3)	東京都渋谷区	100,745 千円	モバイルオンラインゲームの開発・運営	(所有) 直接100.0	ゲーム開発・運営の委託等 役員の兼任	配当金の受取 資金の借入 資金の返済 利息の支払(注1)	693,468 106,531 906,531 4,110	－	－
子会社	株式会社グラムス	東京都新宿区	10,000 千円	モバイルオンラインゲームの開発・運営	(所有) 直接100.0	ゲーム開発・運営の委託等 役員の兼任	資金の借入 利息の支払(注1)	50,000 3,718	関係会社長期借入金 未払費用	350,000 7,275
子会社	株式会社FgG	東京都新宿区	10,000 千円	モバイルオンラインゲームのライセンス等の知的財産権の管理	(所有) 直接100.0	ゲーム開発・運営の委託等 役員の兼任	利息の支払(注1)	2,712	関係会社長期借入金 未払費用	225,000 5,846
子会社	株式会社gumi ventures	東京都新宿区	159,350 千円	投資事業及び投資ファンドの運営	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の借入 利息の支払(注1)	250,000 17,131	関係会社長期借入金 未払費用	1,550,000 56,438
子会社	株式会社gumi X Reality	東京都新宿区	100,000 千円	XRIに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにXRIに係る投資	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の貸付 利息の受取(注2)	450,000 15,033	関係会社長期貸付金 未収収益	1,407,910 28,360

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Tokyo XR Startups 株式会社	東京都 新宿区	42,500 千円	XR技術を活用しプロダクト開発を行うスタートアップへの支援等	(所有) 間接100.0	役員の兼任	グループ通算に係る通算税効果額 資金の借入 資金の返済 資金の貸付 利息の支払(注1) 利息の受取(注2)	653,201 1,714,000 2,312,063 250,000 24,282 2,971	関係会社 長期貸付金 関係会社 長期借入金 未払費用 未収収益	250,000 1,714,000 18,726 2,971
子会社	gumi America, Inc.	アメリカ カリフォルニア州	11,005千 米ドル	XR及び ブロックチェーンに係る投資	(所有) 間接100.0	役員の兼任	利息の支払(注1)	11,740	関係会社 長期借入金 未払費用	944,444 30,669
子会社	株式会社 gumi Cryptos	東京都 新宿区	10,000 千円	ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資	(所有) 直接100.0	役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受取(注2) 資金の借入 利息の支払(注1)	130,000 315,000 1,767 869,340 3,085	関係会社 長期借入金 未払費用	869,340 3,085
子会社	株式会社 gC Games	東京都 新宿区	500 千円	ブロックチェーンゲームの開発・配信並びにサービスの提供	(所有) 間接100.0	ゲーム開発・運営の受託等	ブロックチェーンゲーム開発の受託等(注4) 資金の借入 資金の返済 利息の支払(注1)	777,740 632,000 220,000 7,021	売掛金(注5)	801,238
子会社	株式会社 gC Labs	福岡県 福岡市	10,000 千円	ブロックチェーンに関するコンテンツ及びサービスの提供	(所有) 直接100.0	役員の兼任	グループ通算に係る通算税効果額	483,654	未収入金(注6)	483,560

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	gC Games Singapore Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市	100千 シンガポ ールドル	ブロックチェーン 及び暗号資産領域 への投資	(所有) 間接100.0	ノード運営の 受託等	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注2)	519,655 1,144,843 9,944	関係会社 長期貸付金 未収収益	198,134 1,077
子会社	gC Incubation Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市	250千 シンガポ ールドル	ブロックチェーン 及び暗号資産領域 への投資	(所有) 直接100.0	役員の 兼任	資金の貸付 利息の受取 (注2)	1,313,627 14,340	関係会社 長期貸付金 未収収益	1,817,152 20,778

- (注) 1. 借入金の金利につきましては、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
2. 貸付金の金利につきましては、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
3. 株式会社エイリムは同社の全株式をガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社に譲渡した結果、2024年12月27日に子会社に該当しなくなりました。取引金額及び残高は同月までの取引高を記載しております。
4. 開発受託につきましては、契約に基づき、協議の上決定しております。
5. 株式会社gC Gamesへの貸倒懸念債権等に対し、801,238千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において158,451千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
6. 株式会社gC Labsへの貸倒懸念債権等に対し、483,560千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において483,560千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他 関係会 社の子 会社	株式会社 SBI証券	東京都 港区	54,323, 146 千円	投資・金融サービ ス業	—	アドバイザリ ー契約	第三者割当ア ドバイザリー 費用(注1)	50,000	—	—

- (注) 1. アドバイザリー費用の取引条件の決定方針等については、一般取引条件と同様に決定しております。

4. 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「6. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	153円00銭
2. 1株当たり当期純損失	6円10銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社 g u m i
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 直 人
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 祐
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 g u m i の2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 g u m i 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社 g u m i
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 直 人
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 祐
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 g u m i の2024年5月1日から2025年4月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月25日

株式会社gumi 監査等委員会

監査等委員 清水 健 次 ㊞

監査等委員 尾 白 有 亮 ㊞

監査等委員 岡 崎 太 輔 ㊞

監査等委員 小 林 賢 治 ㊞

監査等委員 増 田 恵 子 ㊞

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

2025 年 7 月 22 日

（株式会社 FgG）

吸収合併に係る事前開示書面（変更）

株式会社 gumi（以下「存続会社」といいます。）は、2025 年 5 月 28 日付で株式会社 FgG（以下「消滅会社」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、2025 年 8 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収合併に関しましては、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の規定に基づき、2025 年 6 月 27 日に事前開示事項の備置を開始しておりますが、消滅会社の 2025 年 7 月 22 日付株主総会において、同社の 2025 年 4 月期に係る計算書類が承認されたことに伴い、同社に新たな最終事業年度が存在することとなりましたので、会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

なお、項目番号は、2025 年 6 月 27 日付「吸収合併に係る事前開示書面」と対応しており、変更箇所を下線で示しております。

記

【変更後の事項】

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

存続会社（2025 年 4 月 30 日現在）及び消滅会社（2025 年 4 月 30 日現在）のそれぞれの資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
存続会社	19,286 百万円	11,448 百万円	7,838 百万円
消滅会社	<u>308 百万円</u>	<u>1 百万円</u>	<u>307 百万円</u>

存続会社の最終事業年度の末日後本日までの間、存続会社において、債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等は生じておりません。また、消滅会社の最終事業年度の末日の資産の額は、その負債の額を上回っております。本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、予測されております。

以上により、本吸収合併の効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みはあるものと判断いたしております。

以上